主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人亀岡秀二郎の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、眞野裁判官の意見を除き他の裁判官全員一致の意見である。

眞野裁判官の意見は、本件のごとき場合には破毀免訴すべきであるというにある (判例集四巻一○号一九八三頁以下参照)。

昭和二六年六月一四日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官